

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和4年9月12日（月）
午前10時01分～午後2時16分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	藤 條 たかゆき
	委員	橋 本 由美子	委員	いぢち 恭 子
	委員	池 田 けい子	委員	折 戸 小夜子
	委員	いじま 文 彦		

出席説明員	企画政策部長	鈴 木 誠	施設政策担当部長	榎 本 憲志郎
	企 画 課 長	小 形 雄一郎	行政管理課長	大 島 亮 弥
	資産活用担当課長	内 田 直 人	広報担当課長	尾 崎 ゆかり
	総 務 部 長	藤 浪 裕 永	人 事 課 長	森 合 正 人
	文書法制課長	岩 田 具 嗣		
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	課 税 課 長	岩 本 俊 行
	市 民 課 長	片 岡 千 晴	経済観光課長	渡 邊 哲 也
	観光担当課長	三 浦 博 幸		
	選挙管理委員会事務局長	武 村 力		

案 件

件 名	結 果
1 4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情	継続審査
2 第74号議案 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第75号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第76号議案 公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第77号議案 多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第78号議案 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第80号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 第81号議案 多摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9 第83号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
10 第84号議案 多摩市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
11 第85号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
12 第86号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
13 所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	継続調査
14 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 庁舎狭隘化対策について	企画課
2 (仮称) 第六次多摩市総合計画の策定スケジュールについて	企画課

3	第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み(令和2～5年度)」 令和3年度の達成状況について	行政管理課
4	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて	行政管理課
5	多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
6	令和4年度シティセールスの展開について	秘書広報課
7	多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	文書法制課
8	新型コロナウイルス感染症への取組状況（8月31日現在）	課税課 納税課 市民課 経済観光課
9	マイナンバーカード交付状況	市民課
10	「多摩センターの将来のビジョンを描く」進捗状況報告	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
11	多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	選挙管理委員会事務局

午前10時01分 開会

渡辺委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情を議題とする。本件は継続案件である。

なお、4 郵送陳情第3号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 　4 郵送陳情第3号について、これまでの署名は684名だった。本日までに追加の提出が51名あった。合計して735名である。

渡辺委員長 　　本件は、令和4年6月21日の総務常任委員会で、建て替えの場所については結論を出す時期ではなく、今後多くの市民意見を聞く段階を踏んでいくべきとの理由で継続審査とした。当委員会では、所管事務調査として市から基本構想策定の進捗状況について報告を受けているが、引き続き市は市民意見を聞いている段階である。その状況に鑑み、当委員会としても、現時点では結論を出す段階にはなく、継続審査にしたいと思うがよろしいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 　　ご異議なしと認める。よって本件は継続審査とする。

この際日程第2、第74号議案 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9、第83号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8議案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 　　第74号議案から一連の人事関係の議案を上げさせていただいている。職員の定年引上げに関連する一連の条例改正となる。お手元の資料に基づいて人事課長から説明させていただくので、よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願いする。

森合人事課長　今回条例改正について、定年引き上げ関係等に伴うものとして全部で8本上程させていただいている。個々の条例の改正内容の説明の前に、定年引き上げの全体的な概要や取り組み内容をご説明させていただいた後に条例の改正内容についてご説明させていただければと思うのでよろしくお願ひする。

それでは、定年引き上げの全体的な概要についてであるが、資料として定年引き上げについてのファイル資料に基づいて説明をさせていただく。

1、改正の経過についてである。定年引き上げの趣旨については、ここに記載しているとおりになるが、少子高齢化が進み生産年齢人口が減少する状況においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識技術、経験などを継承していくことが必要であることから、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるものとなっている。また、組織全体の活力維持や高齢期における多様な職業設計の支援などを図るため、役職定年と定年前再任用短時間勤務の制度を新たに取り入れていくものとなっている。法改正については、国家公務員法及び地方公務員法については令和3年の6月に改正され、令和5年4月1日から施行となる予定である。

制度の外観について大きな2番、次のページになる。まず管理監督職とそれ以外の職として非管理監督職に分けている。まず管理監督職いわゆる管理職として課長級以上の職になるが、役職定年が適用され、61歳に到達する年度から管理職以外の職として係長級以下の職に格付けされることになる。

ただし、特別な事由がある場合は、最長3年を限度に延長することも可能となっている。非管理監督職については、61歳以降も現在の職のまま継続するという形になる。個々の職員によっては体力的な問題等から60歳で退職を選択することも可能となっており、その場合は定年前短時間勤務職員として働くことも可能となっている。これは現行の再任用の短時間勤務職員週4日勤務と同様なものになっている。

それから、60歳になる前の年度において、対象職員に対して60歳以降も継続して勤務するかどうかの意思確認や給与面等における情報提供が

今後は義務づけとなってきている。

次に、具体的な制度概要になる。今回の定年引き上げに伴った具体的な取り組みとして、大きなものが5つある。まず1つ目として、3の1になる。定年年齢の引き上げである。現行の60歳から65歳に引き上げとなるが、一気にではなく2年に1歳ずつ段階的に引き上げをしていくことになっている。制度完成としては令和13年度となっている。この表のように段階的に定年を引き上げていくので、定年退職者の発生も制度完成までは2年に1回となる。また、役職定年となる職員についても、令和5年度以降にそれぞれ発生するような形になってくる。

表の見方については、例えば今年度57歳になる職員、表の真ん中あたりになるが、現行制度であればこの職員は令和7年度いっぱい定年となるが、今回の引き上げに伴って63歳、3年間延長されて令和10年度が定年引き上げに伴う定年年度となる。表の下の部分の55歳以下の職員については、段階的な引き上げの終了となり制度完成しているので全て定年が65歳となり、令和14年度からは毎年定年退職者が発生することになる。

2つ目としては、役職定年制の導入である。正式名称は管理監督職勤務上限年齢制という。導入の趣旨としては、定年引き上げによる若手中堅職員の昇任機会の減少により組織の新陳代謝や公務の能率的な運営に支障を来さないよう役職定年制を導入し組織の新陳代謝の確保と組織活力の維持を図るといっているところになっている。この表のとおり正式には60歳に到達した日の翌日から次の年度の4月1日までを役職定年に伴う異動時期とし、この間に係長級以下に降任する形になる。実際にはポスト管理の関係から次の年度の4月1日となることがほとんどであると予想される。

次のページになるが、役職定年の特例として条例で定める事由に該当する場合は、61歳以降も管理職として1年以内を単位とし最長3年まで延長勤務することができる。特別な事由としては、高度な知識、技能または経験を要する職、勤務環境その他の勤務条件に特殊性がある職、定年延長による交代によって業務の遂行に重大な支障が生じる場合の3つを条例で規定させていただいている。

3つ目の取り組みになるが、現行の再任用制度の改正になる。具体的な事項としては3点ある。1点目としては、定年引上げに伴い現行の再任用制度は令和5年の3月31日で廃止という形になる。その代わりとして、定年引き上げの制度完成年度となる令和13年度まで「暫定再任用制度」に名称を変更して運営していくということが2点目となる。3点目としては、定年引き上げ後において、健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方の選択を可能にするため、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務、週4日勤務の職に採用することができる制度を新たに導入していくことになる。イメージとしては、現行の再任用の短時間勤務職員と同等のものになる。

次のページになるが、大きな取り組みの4つ目として、60歳に達した職員の給与になる。具体的な内容としては、国家公務員との均衡を踏まえ、当分の間60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準に設定するよう条例規定をしている。なお、役職定年に伴い降任した管理監督職については、当該降任による減額と給料7割措置を受けることによる二重の給料月額の引き下げを緩和するため、管理監督職勤務上限年齢調整額を新たに追加し支給することになっている。この調整額は降任前の直近まで支給されていた給料月額の7割と降任後に支給される給料月額の7割の差額分を調整手当として給料月額に追加して支給することになっている。

具体的な計算については、この表のとおりになる。左が係長級のシミュレーション、右が課長級のシミュレーションの計算になっている。係長級については、直近まで支給されていた給料月額の7割となるので、この例示でいくと3級の129号級、41万200円の7割で28万7,100円が60歳に達した翌年度から支給される基本給料月額という形になる。

次に、管理監督職についてである。この例示は課長級になるが、4級の87号給の45万円が役職定年で一旦3級の141号給41万5,100円に格付けされる。この41万5,100円の7割で29万600円と二重の減額を緩和するため、管理監督職には調整手当が追加加算されるので、課長時に支給されていた45万円の7割と係長に降格した際の41万5,100円の7割の差額として2万4,400円が調整手当と

して加算され、最終的には31万5,000円が60歳に対して翌年度から支給される。基本給料月額という形になる。簡単に申し上げると、直近まで支給されていた給料月額の7割と同額になるような計算式になっている。

最後の5点目の取り組みである。情報提供、意思確認制度の新設というところになる。職員が60歳に達する前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認して、その後の採用計画、ポスト管理、定数管理を適切に実施していくことになっている。それから、退職手当については、当市は東京都市町村退職手当組合の構成団体であるため同組合と調整し、同組合の条例等に基づき支給をしていく予定である。なお、現在交渉中であると伺っているので、今後の状況に注視していきたいと考えている。定年引き上げに伴う全体の概要説明は以上となる。

次のファイル資料になるが、今回の定年引き上げに伴う条例改正の概要を各条例ごとにまとめさせていただいている。最初に第74号議案 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例である。本条例の改正事項については4点ある。まず職員の定年については、60歳から65歳に規定し、段階的な引上げについては附則で規定しているところである。次に、管理監督職勤務上限年齢の設定として役職定年関係を規定している。3点目については、再任用制度関係である。現行の再任用制度の廃止、定年前短時間勤務職の新設、暫定再任用の時限的な規定というところになっている。4点目としては、各種条項ずれの対応となっている。

次に、第75号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。本条例の改正事項については、定年引き上げに伴う給与措置とそれ以外の改正の2点になっている。定年引き上げ部分については、給料7割措置、管理監督職勤務上限年齢調整額、暫定再任用職員の給料関連などを規定させていただいている。そのほかの部分としては、アになるが、第10条の2の第5項、東京都市町村職員共済組合の預金及び貸し付け返還金を削除している。これは地方公務員等共済組合法の第115条の規定の直接適用によって給与条例に記載義務がないことになっているので、また多摩市の会計年度任用職員の任用勤務条件等に関する条

例との整合性を図るため削除するところになっている。

次に、イであるが、別表第7に規定する等級別基準職職務表について現在使用していない職務名の技能長、副技能長を削除し、医療職給料表の2と3に新たに統括課長を追加させていただいているところである。

次に、第76号議案 公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例である。本条例の改正事項については、定年引き上げに伴うものとしては、各種条項ずれを改正させていただいている。そのほかとして、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣終了に伴い、派遣先から削除させていただいているところである。

次に、第81号議案 多摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例である。本条例の改正事項は、懲戒処分の効果として、減給の上限は給料月額 10 分の 1 を上限と規定させていただいているが、今回の定年引き上げに伴って給料月額が60歳時の7割に減額された場合は、減額幅が相対的に大きくなり過ぎるため、減額後の給料月額 10 分の 1 を減給の条件とするような規定に改正している。

第77号議案 多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、第78号議案 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第80号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の3本については、主な改正事項は定年引き上げ関連の地方公務員法の改正に伴う各種条項ずれ及び文言整理となっており、条例自体の概要についての変更はない。

最後になるが、第83号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例である。本条例の改正事項については、会計年度任用職員について、報酬を受けながら職員団体の活動ができる場合を明確にするための改正となる。具体的には会計年度任用職員についても常勤職員と同様に地方公務員法で規定されている適法な交渉において年次有給休暇を使用した場合には報酬を受けられることができるような規定を明記させていただいているところになっている。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

池田委員 国の制度がということであるが、この制度の概要が1から5まであったが、例えば役職定年制あるいは情報提供や意思確認の制度の新設などということもあるが、これは例えば国が変わったので各地方自治体でも条例を改正ということであるが、この1から5というのは、国の法律でこうやれとか変えろと決められたものだと理解してよいのか。

森合人事課長 国家公務員法の中でこの定年引き上げについてまず規定され、基本的に同じ内容が地方公務員法でも改正されているので、地方公共団体については、国家公務員の具体的な運用である給与の7割措置、定年を1歳ずつ段階的に引き上げていく等、今説明させていただいたその主な取り組みについて、国家公務員に準じて地方公共団体も均衡を伴うように各条例で規定しながら運用してほしいというような形になっている。

池田委員 それと、現状60歳で定年される方あるいは短時間での再雇用を望む方、平均でよいが現状はどのような感じなのかと、あと令和5年から段階的に引き上げられるということは、令和5年度は定年者が出ないということであり、そうすると令和6年度の新卒者雇用はしないという理解でよろしいのか。

森合人事課長 今2点質問いただいたかと思っている。現行60歳が定年年齢で、大体定年年齢の際に次の雇用として、今再任用という形になるが、再任用の希望調査をさせていただいている。その中で再任用率に関しては、ほとんどの職員が再任用を希望するような形になっている。それが1点目である。

2点目については、2年に1歳ずつという形になるので、定年退職は2年に1回ずつになる。ただ、普通退職等々が毎年少なからず発生しているので、定年退職に伴う人数の新規採用ではなく基本的に退職に伴う新規採用が、数に少し違いがある部分はあるが毎年発生するような形になるかと思っている。

池田委員 令和5年度からいろいろと変わっていくということは、今年度令和4年度にしっかりと準備をやっていかなければ間に合わないのではないかと思うが、その辺の状況を教えていただければと思う。

森合人事課長 令和5年度から定年引き上げに関する取り組みが始まっていくので、先

ほどの5つの取り組みの一つとして、情報提供あるいはその意思確認が今年度から実際に始まっていく。今の予定でいくとちょうどこの秋口ぐらいに、今回職員にとって大きな改正になるので、実際に説明会等々を開き、60歳を超えた際の自身の希望のアンケートを取りながら、職員の定数管理という部分もあり、あるいはそのポスト管理、さらには職員の採用、いろいろなものに影響してくるので、事前にしっかり意向調査等々をしながら適正に管理していきたいと思っている。

藤條委員 いろいろお聞きしたいが、まず一律で7割保障ということであるが、この根拠はどういったものなのか。

森合人事課長 まず60歳を超える職員の給与水準については7割ということで国が示しているところである。この根拠については、定年引き上げ後の60歳を超える職員の給与水準については、多くの民間企業は再雇用制度により対応していること等を踏まえ、現時点での民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定したところになっている。設定するに当たっての調査等については、賃金構造基本統計調査あるいは職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて、60歳前の7割水準となっている。

藤條委員 大体民間に倣ってということであるが、それであるならばもう少し民間の能力主義といったところに倣って公務員の人事制度改革も併せて進めるべきではないかと思うが、今回国家公務員法の改正に準じてということであるが、多摩市独自でそうした人事制度改革はできないものなのか。

森合人事課長 まず、給料額の決定については、いろいろ原則的なものがある。具体的には職務給の原則、均衡の原則、条例主義と3つある。今回市としても、国の制度概要を踏まえ、この均衡の原則というところ、職員の給与については国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給料その他の事情を考慮して定めなければならないという均衡の原則に基づいて、国、民間の水準を踏まえて7割措置を今回給与条例で規定させていただいているところである。

藤條委員 あと手当の管理監督職勤務条件年齢調整額についてであるが、これは役職者が降任後の給料の7割だと大変であるからもともとの給与の7割にな

るように補填するのだと思うが、この当面の間というのはいつまでなのか。

森合人事課長 当面の間については、国家公務員のQ&Aの中でも、この制度が完成する令和13年度までを当面の間として示されているところである。

藤條委員 令和13年度になればこういった手当はどうなるのか。また、モデルケースでは課長級や係長級でお示ししていただいているが、部長職以上の調整手当の額は大体幾らぐらいになるのか。

森合人事課長 まず当面の間は令和13年度までで、今回非常に大きな改正になっているので、給与面だけではなくいろいろな制度を含めて検証されることかと思っている。また、運用していく中でいろいろな影響・支障も出てくるかと思っている。給与面も含め制度完成時には何かしらまた国から示される可能性もあり、必ず改正等がされるというところではないと思っている。

それから、管理監督職の調整手当については、基本的には部長級も同じ計算例によって支給されることになっている。今その調整額については手元がないので、確認させていただければと思う。

藤條委員 この手当はまさに役職定年制を形骸化するものかと思うが、民間で役職定年制を設けているところは大体55歳に設定している企業が多いようであるので、民間に倣ってということであれば、その辺りもご検討されたほうがよいかと思った。また、定年が徐々に引き上げられている間も暫定再任用制度があると思うが、これは60歳の時点で同時にその方が選択できる状態なのか。

森合人事課長 先ほどの部長級の調整手当については、部長職についてはほぼ一本のような給料月額になっているので、部長級が3級職に降任された場合の調整額については約6万5,000円になる。この6万5,000円と3級職の7割ということで29万円の合算で大体35万円が基本の給料月額となっている。

それから、暫定再任用については、再任用自体が来年の3月31日で廃止されるので、基本的に現行の再任用の方が暫定再任用という名称になるようなイメージである。定年引き上げに伴い60歳以降体力的なところも含めて退職という選択をした場合に出てくるのが暫定再任用ではなく定年前短時間勤務職員で、これは現行でいくと再任用の短時間がイメージ的に

はほぼ同等で、それを選択するような形になってくるかと思う。

藤條委員 市職員の定員管理計画と照らしたときに、定年延長が及ぼす影響についてどのようにシミュレーションされておられるのか、また、それが職員の新規採用にどういった影響があるのか、例えば絞るような方向に働いてしまうのかどうか、このあたりの分析をお伺いしたいと思う。

森合人事課長 現在人事課で持っている定員管理計画については、4か年計画とし、令和3年から令和6年までの計画になっている。ちょうど中間見直しということで今年度は定員管理計画を見直す年度になっているので、その中でこの定年引き上げの部分に関する今後の新規採用あるいは定数、高齢期職員の任用といったものを落とし込んでいけないかと思っている。どういったところに影響が出てくるのかについては、まず考えられるのは人件費、あとは高齢者層の職員の定数だと思っている。

それから、新規採用については、やめるのではなく毎年退職等に伴うものとして新規採用を実施していきたいと考えている。ただ、年度によって新規採用できる人数に出っ張り引っ込みが出てくるので、その辺は今後の職員のアンケート等を踏まえながら計画的に作業予定を組んでいかないといけないかと思っている。

藤條委員 最後にするが、60歳という年齢は本当に今の長寿社会においてはまだまだ働けるという認識が変わっていると思うので、定年の延長は時代の要請でもあるかと思う。一方で、それが雇用の流動化や若手の活躍の機会を奪うような方向に働いてしまうのは避けなければいけないかと思っている。60歳に近づいた職員に対して意思確認をするとのことであるが、自力での再就職や自分がやりたいことを改めて見詰め直す機会をつくっていただくためにも、リカレント教育を受けられるような研修メニューを人事課としても充実させて用意すべきかと思うが、最後にこのあたりの所感をお伺いして終わりたいと思う。

森合人事課長 現在も定年退職を迎えて再任用する際に、再任用者向けに研修等々を実施させていただいているところである。ただ、今後は今まで以上に活躍あるいは今まで長年培ってきた経験、技術、知識といったものをより組織の中に反映させていただきたいので、しっかり反映できるよう、あるいは

60歳以降もしっかり活躍していただけるよう、モチベーションの部分も含めた研修等々も実施していかないといけないかと思っているので、そういったところ含めて今後検討していきたいと思っている。

いぢち委員 かなり詳しいご説明をいただいて制度的なことはわかったのであるが、本来の改正の目的として人口減も進む中で今いる世代の知識、技術、経験などを継承するということであるが、そうすると、今までも再任用はあったわけであるが、例えば今後定年延長や再任用として残っていただく方々に対しては、知識、技術、経験の継承を非常に念頭に置いた任用というか、それまでその方が得意としていた分野に特化して配置していくといった考え方はあるのか。

森合人事課長 現在も再任用する際にはその職員のこれまでの経験あるいは知識を最大限生かせるような再任用の配置をさせていただいているので、引き続きこの定年引き上げに伴っても、新しい職場というのが全くないとは限らないが、基本的には高齢期の職員の力を最大限発揮できるような配置場所を含めて任用をしていきたいと考えている。

いぢち委員 特に今回は管理監督職にあった方々が、そこからは降りるがそういった形で技術や経験の継承のために引き続き働いていただくのは非常に意義の高いことだと思うが、反面この法律の中でも新しい世代へのバトンタッチが当然意識されているわけである。その中で、あってはならないことであるが、その場に残っている前任者というか経験の豊かな人たちのある意味干渉を受けるというか、そういった方々の意見に過剰に左右されてしまう等、この多摩市の中でも職員の皆さんの働き方の中でいろいろなことが起こっているのでは、そういったところへの配慮が何かなされるのか。つまり、前任者の意向に対してある程度のストッパーをかけるというか、新しい人たちが自由な立場で働いていくことがきちんと保障されるというところはどうにお考えか。

森合人事課長 今回定年引き上げに伴い、特に管理監督職の職員の方については一旦降任という形で3級職に降りていくので、改めてそういった方たちの特に管理職としての経験あるいはその知識をきっちり組織の中に生かせるような役割を考えていくことは十分必要ではないかと考えている。そういった中

で、悪いように影響するのはよくないと思っているので、それを最大限プラスに発揮できるような役割を今後検討していかないといけないかと思っている。ただ、具体的にと言われると、どれだけの人が60歳以降継続して働くのかというアンケートがまだできていないので、そういったものを含めながらポスト管理を含めて総合的に検討していきたいと考えている。

いぢち委員 私の言葉がこなれなくて大変申しわけなかったが、こうして新しい世代に継承していくことのよい面と、万が一にも引退してある意味その役職を降りたはずの方々の見識に過剰に左右されることのないようにという、ある意味二律背反するところであるが、そういった人材の登用そして活用の仕方に本当に注意を払っていただきたいと思っている。これは意見として申し上げる。

橋本委員 今もお話のあった特例任用という形で、よく俗っぽい言葉だと余人をもって代えがたいと言われる。その人がいることによってかなりプラスにというその辺の判断が、面接や様々な実績等で、なかなかそれがプライバシーにも関わることで、皆に言えることと言えないことがあると思う。一つの市役所としても、個人名を出してあの人がかうだというのはなかなか難しいところもあると思うが、その辺の実際の運用について基本どのような考えを持っているのかお聞きする。

森合人事課長 特例延長については、先ほど少し説明させていただいた中で3つ事由として出てくるかと思っている。

1つ目は、高度な知識、技能または経験を要する職ということで、イメージ的には当市では任用していないが、医師資格を持っている人等になるかと思っている。

2つ目としては、勤務環境その他の勤務条件に特殊性がある職ということで、国のほうで想定しているのは僻地あるいは被災地に派遣していて、その後任をなかなかすぐに欠員補充できないといったところをイメージされている。

市としては、3つ目、業務の遂行に重大な支障が生じる場合というのが一番イメージが湧きやすいところで、これは例えば特命的なプロジェクトを今遂行しているところの管理職については、ここで役職定年で交代する

とそのプロジェクトの進捗に支障を生じるであろうというときには、この3つ目の事由を使って特例延長になるかと思っている。人的ではなく、基本的にはその業務遂行等々含めて判断していければと考えている。

橋本委員

このことについては、情報公開もなかなか難しいところで、組織全体の納得性というのも大変だと思うので、これから運用なさっていく中で様々な事例が出てくるかと思う。それと、先ほどの定年制と新規採用という中で、一応多摩市も何人までということで人数を決めている。既に即決で通っていった第79条、第62条の育休等にも関わってくるが、多摩市ははっきり言って男性職員がその制度を使って何か月も休むことはあまりないが、これから権利としては出てくるわけである。そうすると、何か月単位だと職務が滞ることが当然出てくると思う。それで、定員は何名だからとあまりそれにこだわると、当然それぞれの事業がなかなか前に進まないということが出やすくなるかと思うが、この辺に関する考え方をお聞きしたいと思う。

森合人事課長

現在定数条例のカウント対象となる職員については、育児休業している職員は除外されることになっている。ちなみにであるが、男性職員の育児休業率については、令和元年15%、令和2年44.8%、令和3年57%ということで、期間は短いものから長くて半年1年というものもあるが、大体3か月ぐらいが一番多いかと思っている。男性職員も育児休業をかなり取っているので、そういった場合における職場の人員体制の確保という中では、人事としては会計年度任用職員を原則にしながら、少数職場や業務の性質等々含めて個別に調整して常勤職員で対応している部分もあるので、引き続き業務に支障が出ないような形で対応していければと思っている。

橋本委員

誰でも来たらすぐにあしたからその業務に関われるものではなく、経験も必要で、皆に迷惑をかけるような業務遂行をしてはならないということにもつながる非常に難しいところだと思う。会計年度任用職員を利用してというお話もあったが、私は根本的にこれからは5日くらい育休を取るのではなく、夫婦ともに何か月の単位でとっていく社会になってほしいと思っているので、ぜひその辺のことについても前向きに考えていただきたい

ということを申し上げる。

それから、7割のことであるが、多いと見るか少ないと見るか、皆画一的でよいのか悪いのかいろいろ出ていたが、責任の問題がある。これ10分の1の減額といろいろ出てくることもあるが、そのほかに懲戒にならなくても注意されたり、いろいろ制度があるが、こういうもので一番わかっているのは今市内の校長先生がもう既にたくさん、責任はそれまでどおりであるが給料は7割、非常に大変なことがそのように実際になってくると、管理監督責任は当然皆さんの社会に出てくるわけであるが、その辺のところでは何で7割なのか、先ほどいろいろ基準にしているのは民間とか国家公務員というのがあったが、私の考えでは、若い人にもきちんとお金を出しベテランの人にもそれ相応の仕事をしてもらうのだったら画一的に7割が定着してしまうこと自体が問題ではないかと思うが、その辺に対して市として持てる見解というのはなかなか難しいと思うが、その辺のところについて最後伺いたいと思う。

森合人事課長 正直なところ非常に難しいかと思っている。先ほど藤條委員のときにも説明させていただいたとおり、民間企業等々含めて60歳前の7割というところで、まずは示されている部分で対応させていただいているところである。ただ、今ご質問者におっしゃっていただいたとおり、各年代それぞれいろいろな事情を抱えているので、現行示されているのが当面の間という中では、その制度が完成する令和13年度まで当分はこの支給体制、運営体制でいく。その間に、もちろんずっとこれが続くというところではなく、またいろいろな影響が出てきた場合にはいろいろな示し方が出てくるかと思っているので、市としては、まずはきっちりアンテナを張りながらそこを注視していければと思っている。

橋本委員 それから、感情的な言葉遣いの問題であるが、この60歳～65歳は高齢期でもない。言葉遣いの中で、高齢期の職員という形でどのように表現していくのか。ベテラン職員と言うのかかわからないが、医療上もまだ高齢者としては扱われない。60歳の定年が61歳になったとしても、その4歳の間は高齢期の人で能力が少し落ちてきたという感じのニュアンスにならないような多摩市の表現方法をきちんと取っていただきたいと私は

思う。それはお願いである。

折戸委員 1点だけお聞きしたい。段階的に65歳まで引き上げていくという説明をいただいたが、退職金の問題についてである。退職する場合、例えば60歳定年だったらそこできちんと退職金の積み立てが終わると思うが、それをまた65歳まできちんと積み立てていって、その積み立てた部分の退職金となるのか。61歳で退職したら、その分加算されたものを払っていくのか。そこがどのようなになっているのかについて伺いたいと思う。

森合人事課長 退職手当の計算については、先ほど申し上げたとおり最終的には東京都市町村退職手当組合で決着というか今交渉しているので、そちらを最終的に確認しながらという形になるが、今現在予定されているのは、定年延長したことに伴いその方の定年が62歳なのか63歳なのか、あるいは途中で退職するのか、基本的に市の職員として退職されたときに退職金を支払うというところはこれまでと変わらない。今後定年引き上げに伴って延長した際にも、基本的には職員を退職したときに退職金を支払うことになる。

折戸委員 そのときに支払うというのはわかるが、今までは60歳だったので、60歳になるまで退職金の何らかの積み立てをしていると思うが、それをずっと継続していくのかどうか、そして継続された部分の中からきちんと支払っていくのかということを確認したかった。

森合人事課長 基本的には積み立ても含めて同じである。単純に定年が延びるというイメージになるので、60歳以降も給与の中から天引きさせていただいたものを積み立てていくような形になっている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第74号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第74号議案 多摩市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第75号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第75号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第76号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第76号議案 公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第77号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第77号議案 多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第78号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第78号議案 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第80号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第80号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第81号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第81号議案 多摩市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第83号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第83号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
日程第10、第84号議案 多摩市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 第84号議案に関してである。今年の年明け1月に国会において令和4年度の税制改正、地方税ほか税関係法の改定案が可決されている。それに関連して多摩市市税条例等の一部の改正をお願いするものである。その中で、商業地に係る土地の固定資産税等の負担調整については、本年4月1日から施行となるため、3月31日付で専決処分をさせていただき、4月の臨時会でご報告をさせていただいている。今回そのほかの主な改正内容であるが、上場株式等の配当所得に係る課税方式の見直し、また、固定資産税等のわがまち特例に関しての改正となっている。詳細については課税課長からご説明をさせていただく。

岩本課税課長 今回の条例改正の内容についてご説明をさせていただく。課税課の資料、多摩市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてをご覧いただければと思う。

まず1点目であるが、個人住民税に関する上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについてである。上場株式等の配当所得等について、通常所得税において申告不要制度を利用した場合には住民税も申告不要制度というように、所得税と住民税共に同様の制度を利用することが一般的である。

現行制度では、所得税は総合課税制度、個人住民税は申告不要制度と、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能だった。本来金融所得課税については、所得税と住民税が一体として設計されてきたという経緯などもあることから、今回国において所得税と個人住民税の課税方式を一致する改正となった。法律の施行については、令和6年1月1日であるので、令和6年の課税からの変更という形になる。

次に、2点目、固定資産税、都市計画税に係る貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例についてである。こちらについては、簡単に申し上げると河川の氾濫に伴い浸水した水などを一時的に貯留する機能を有する土地とした場合に、最初の3年間土地の固定資産税、都市計画税もであるが、軽減を図る制度である。多摩市において現在特定都市河川に指定されている河川はないので、地方税法等の改正に合わせた改正で

ある。なお、わがまち特例の特例割合については、国の参酌基準に従って4分の3とするものである。

最後に3点目であるが、こちらは固定資産税の償却資産分に関してである。公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び適用期間の延長についてである。公害防止用設備に係る特例措置の中で、下水道設備の保全などをするために下水中の有害物質を除去する下水道除外施設の課税標準について、適用対象の範囲を令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等に限定した上で、2年の延長となった。こちらについても、本市において該当予定は現在ない。また、課税標準の特例措置の特例割合の参酌基準について、従来の4分の3から5分の4に今回変更になったので、本市税条例においても4分の3から5分の4に変更するものである。今回の主な改正内容は以上の3点である。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 今ご説明をいただいた中で、2番目、3番目のものはこの表でも「影響なし」と書いてあるが、総合課税の一番右側は「影響額見込めず」と書いてある。だから、影響はあるがその額が多摩市としてはできないのか、その辺が少しわかりづらい表現であるので、内容を教えてほしい。

岩本課税課長 今のご質問の件であるが、申告の中身のところになるので、なかなか見込むのが難しいところであり、大枠でいくとこれまで所得税で総合課税を申告していて個人住民税で申告不要を利用というところでは、税率が低いほうに適用していたということが今回できなくなるということであるので、そういった意味ではどちらかといえばふえる要素のほうが強いかと思っているが、個別のケースを分析して税収額、市税への影響の算定は難しいような状況である。

磯貝市民経済部長 若干補足をさせていただくが、この配当所得に関する税のところであるが、申告の方法によって入ってくるお金が変わってくる。総合課税で確定申告としていただいた場合にはもちろん個人住民税という形で影響してくるが、この申告不要の分離課税に関しては、都税の中に占める多摩市民の税の割合に応じて交付金という形で入ってくるので、この分離課税分に

関しては必ずしも多摩市民の実績の数値ではないというところである。

そうした中で、この影響額、申告するのかもしれないのか、総合課税で確定申告した上で実額が来るのか、あるいは分離課税で一定の割合で入ってくるのかというところもあるので、今回この資料としては「影響を見込めず」とさせていただいている。

橋本委員 国でも金が余っていたら投資をしろということで、そうすると総合課税の中でどのような形でというのはいろいろ個人の選択肢もある。ということは、令和6年1月1日から施行され一応その次の年度になって確定できたときに、もしかしたらそれで多少の影響があったかもしれないというご説明を聞くことができるくらいの範疇と受け止めてよいのだろうか。それとも、この影響は先ほども言われたように東京都レベルでその中から一定の割合でくれるという形になってしまうと全く見えないようなものなのだろうか。そこを確かめたいと思う。

磯貝市民経済部長 正直申し上げると、多分見えないだろうと思っている。申告方法が変わる・変わらないに関わらず、配当割に関しては株価等の動向によって年ごとに大きく変わっていく。実際のその増減額がどの要因によるものなのかはなかなか難しいかと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第84号議案 多摩市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第11、第85号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 ただいまの市税条例の改正のところで上がった固定資産税のわがまち特例は同様に都市計画税にもかかってくるので、同様の内容のものを都市計画税条例の改正ということで上げさせていただいているものである。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第85号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第12、第86号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 本条例改正については、中小企業事業資金貸付けあっせんに係る条例の改正であるが、本年11月、この条文中に入っている東京手形交換所、東京だけではなく全国の手形交換所が11月をもって業務を停止する予定となっている。それに伴い、条文中の文言を削除するとともに号数の繰り上げ等を行わせていただくものである。

渡辺経済観光課長 それでは、資料に沿って説明させていただく。案件12番である。直前での追加の資料にご対応ありがとうございます。

こちらの制度についてであるが、多摩市が市内事業者に対して事業を営むために必要な資金について貸付けあっせんを行い、利子補給及び保証料補助の交付を行う制度である。こちら令和4年11月に全国の手形交換所の業務が終了することから、手形交換所に関する条文を削除し、また関連

して変更となる部分について条例の改正を行うものである。

条例内容については、こちらの2番のとおりであるが、第4条の2、第5条の2について、東京手形交換所の取り引き停止処分を受けていないことという条文を削除し、それに伴う条項ずれ、あとそちらの条項ずれに伴い引用部分を変更させていただくものである。

施行日については、公布の日とさせていただいている。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第86号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

ここで発言の訂正がある。

森合人事課長 先ほど定年引き上げの関係の折戸委員の質問で、退職金についての質疑の中で、退職金は負担金で対応しているが、私、そこを「給与天引き」と発言してしまった。正しくは基本的な市のほかの負担金で対応しているので、そこの発言の修正をさせていただく。誠に申しわけなかった。

渡辺委員長 日程第13、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。令和3年9月2日の総務常任委員会では、所管事務調査の進め方について意見交換を行い、市民の意見をどう取り入れていくかが重要であるため、そのことを今後の市側との意見交換の中で協議していくことを確認した。

また、10月12日には、市役所本庁舎建て替え基本構想策定方針についての勉強会を開催し、市側から基本構想は庁内の策定委員会と庁外の有識者懇談会において検討を進める旨の説明があった。これを受けてその後の総務常任委員会では、有識者懇談会の報告に合わせて協議を行っていくことを確認した。

令和4年第2回定例会以降の活動としては、7月19日の勉強会で、その後に開催される市民フォーラムの概要について市から説明を受け、8月17日の勉強会では、第4回有識者懇談会について市から報告を受け、質疑を行った。

ここまでこのように進めてきたが、今後もさらに市民の意見をどう取り入れていくかを中心に調査し、研究を進め、今後引き続き開催される有識者懇談会についての市からの報告に合わせて協議を行っていくことでご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第14、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前11時19分 休憩

(協 議 会)

渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。
それでは、協議会を進めていく。協議会1、庁舎狭隘化対策について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 それでは、庁舎の狭隘化対策について、これまでの取り組みと今後の予定についてご説明申し上げたいと思う。詳細については、企画課長からご説明申し上げるが、以後の案件についても直接課長からご説明ということにさせていただきたいと思うので、どうぞよろしく願います。

小形企画課長 資料については、協議会の1、庁舎狭隘化対策についてをご覧願う。
庁舎狭隘化対策の一環として実施する教育委員会事務局のベルブ永山への移転については、先日の補正予算審議で関係経費をお認めいただいた。本日はこのことを踏まえ、移転後の教育委員会事務局のフロア配置あるいはスケジュール等について報告させていただく。

まずベルブ永山におけるフロア配置であるが、教育委員会事務局については基本的にベルブ永山の4階で業務を行うこととなる。このうち教育振興課の社会教育係と文化財係については、同じく社会教育を担う公民館の事務室内に移転することとしている。また、5階については、教育委員会の会議等もあるので、そちらを想定して会議室等を設けることを考えている。

続いて、市民周知に関してである。市民周知については、11月中旬に発行する教育委員会だよりのほか、たま広報の11月20日号でも周知を図るとともに、当然市公式ホームページ等でも周知を図ってまいる予定である。

次に、具体的なスケジュールである。教育委員会事務局の設置位置については、教育委員会の規則において定めている関係もあるので、9月29日の教育委員会定例会において規則改正を行い、10月から11月末に

かけて移転先であるベルブ永山の内装や区画の整備を経て、12月の16日～18日に事務局の引っ越し作業を行っていく。その上で、12月19日からベルブ永山での執務を開始するような予定を考えている。また、本日も説明させていただく内容については、教育委員会に関わることでもあるので、今週の子ども教育常任委員会でも同じ内容でご説明をさせていただく予定である。

次に、教育委員会事務局が移転した後の庁舎狭隘化対策についてである。6月の常任委員会の協議会でも説明させていただいたとおり、根本的な解決については令和11年度に予定している本庁舎の建て替えを待たざるを得ないところであるが、今回教育委員会事務局の移転に伴って空いたスペース、具体的には第2庁舎の2階であるが、こちらを活用して例えば障害福祉課前の通路のように窓口で相談されている方のプライバシー確保、あるいは歩行者の方の移動に支障を来しているといった事象の解消、あるいは会議や打ち合せスペースの確保等に活用していきたいと考えている。

渡辺委員長
いぢち委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

2点お願いします。まず市民周知のところ、たま広報と教育委員会だけでとあるが、これ補正予算のときにも意見があったのではないかと思うが、ベルブ永山でもポスターなどして周知してほしい、何だったらベルブ永山だけではなくという意見があったと思う。ポスターというのは古い手法とはいえ結構ばかにならなくて、案外皆さん見ておられるし、今後移転したときに、どんなにお知らせしても知らなかったと言う人は一定出てきてしまう。せっかく来たのにまたベルブ永山へ行かなければならないのかと言う方を1人でも減らすためにも、たま広報や教育委員会だより、それから当然これ市公式ホームページも入っていると思うが、もう少しアナログな手段でも広報を徹底していただきたいと思うので、それについて1点。

それからもう一つ、スケジュールである。最後にあるが、教育委員会事務局が移転した後に順次こちらの狭隘化対策に移るということだと思うが、今年中に移転が完成して次が8月というのがいかにも長く感じる。これから市役所全体が非常に忙しい時期に入るし、年度替わりもあるということは当然承知しているが、それにしてもこの狭隘化対策も結構喫緊の課題だ

と思うので、なぜ8月以降なのか、少しでも早められる可能性はないのか。
この2点をお伺いする。

小形企画課長　　まず市民周知の関係であるが、アナログも大事ではないかというのは言われるとおりで、例えであるが今考えているのは、工事している最中も窓はあるので、そこに1枚ずつ教育委員会が移転するというような形、あるいは当然ポスター等も含めて考えていきたいと考えている。

2点目の8月を待たずにそれまでの間もというご意見であるが、こちらについては、最終的に庁内での移転については玉突きでやっていくような形にせざるを得ないと考えている。それによって当然配線等も幾つかいじる必要性もあり、そういったスケジュールを見込んでいる部分に加えて、当然12月に移転後も単に遊ばせておくわけではなく、それこそ先ほど申し上げた打ち合せスペースのお話あるいは急遽どうしても作業スペースが必要になってくるような業務も突然来たりする。そういったものも含め、決して遊ばせることなく、それまでの間についても活用していくということで考えているところである。

いぢち委員　　2点目の件について再確認であるが、12月に第二庁舎で空きスペースが出る、この8月というのは最終段階というかここで移るといふ本当のゴールであり、それまでの間も空きスペースを的確に活用していくという解釈でよろしいか。

小形企画課長　　言われるとおりで、8月まで遊ばせておくわけではなく、活用していくというのがまず大前提である。その上で、レイアウト等の変更を玉突きで行っていくので、8月に全部が終わるかというのはその玉突きの仕方も若干あるが、少なくとも第一陣としてあそこに入っていくのは8月を想定している。その後、そこに移転したところにまた空いたスペースができるので、そこにまた新たなところが移転していくような形で、8月で全てが終わるかという、最初にまず第二庁舎が埋まるのが8月とだけ思っていたらと思う。

渡辺委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

2、（仮称）第六次多摩市総合計画の策定スケジュールについて、市側の説明を求める。

小形企画課長　それでは、続いて第六次多摩市総合計画策定スケジュールについてご説明させていただきます。資料については、協議会2の（仮称）第六次多摩市総合計画策定スケジュールについて、資料が3つあるが、まず1つ目の資料をご覧くださいければと思う。

第六次となる総合計画の策定については、当初は年内に基本構想の素案のパブリックコメントを行い、来年3月の市議会の第1回定例会に議案として提案、来年11月頃には基本計画を決定するようなスケジュールで考えていた。しかし、6月の総務常任委員会をはじめとして、もう少しじっくり検討していくほうがよいのではというようなご意見を議会の皆さんからもいただいた。そうしたことも踏まえ、今回策定スケジュールを更新することとし、そちらのご報告である。

具体的には、もともと想定していたのは令和4年度に基本構想、令和5年度に基本計画をと、ある意味個別に検討していく形であったが、こちらの資料の上のほうの2にも書いているが、基本構想と基本計画双方の結びつきを深めていくということで、今年度後半からは基本構想の検討と並行して基本計画の検討を開始し、基本構想の議案としての議会へのご提案については、来年の第3回定例会とすることを考えている。

資料の中段の、令和5年4月の欄をご覧ください。こちらの右側の策定委員会の下のところの基本構想素案を4月に決定し、その翌月に市民ワークショップ、パブリックコメント、市民説明会というのがある。こちらのパブリックコメントを行う前段階、具体的には5月の臨時議会の頃になるかと思うが、全員協議会で議員の皆さんからもご意見をいただくようなことを想定している。また、こうすることで、議会の欄をご覧くださいければと思うが、今議会を含めてこちらの総務常任委員会についても4回検討状況の報告を行っていきたいと考えている。さらに、令和5年9月の欄をご覧ください。こちらの9月に基本構想案の議案提案を考えているが、その前月の8月、左斜め上の欄をご覧くださいと、この頃には基本計画の素案もまとまっている予定である。そうすることで、基本計画のイメージもご説明し

た上で基本構想の審議をいただけるかと考えているところである。

大まかな、主に議会の皆さんに関わる部分のご説明が中心になったが、策定スケジュールについては以上である。

続いて、同じく協議会2の資料のうち、別紙の総合計画審議会の進捗状況についてという白黒の資料をご覧いただければと思う。総合計画審議会については、上にあるように7月7日に設置し、まず諮問、そのほか改定方針の報告、進め方についてご説明させていただいた。その後8月1日にデータから見る多摩市の現状と課題、8月25日の第3回で学識経験者の方からの知見の共有などもさせていただいているところである。

委員の名簿については、2に書いてあるように行政委員会等から3名、学識経験者が5名、市民委員、こちらは公募の方も含めてであるが7名の委員構成となっているところである。

最後に、同じく協議会資料の別紙2のチラシをご覧願う。裏面、2ページ目をご覧いただければと思うが、現在無作為抽出した3,000名の市民の方に、10月の1日・2日・8日に開催する市民ワークショップのご案内を出し、参加者募集をしているところである。内容としては、上の欄の概要のところをご覧いただければと思うが、多摩市に住んで良かったと思うことは何か、あるいは10年後の多摩市はどんなまちになってほしいか、そして多摩市の将来都市像は何で、そのために取り組むべきことは何かといったようなテーマの中でワークショップを開催する予定である。現状40名程度の方に既にご参加意向を伺っているが、16日まで受け付けをし、こちらの期日に実施したいと考えているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いじま委員 総合計画審議会であるが、これから10月～12月に第4回から第7回まで4回開かれるわけであるが、どのような形で進めていくのか教えてほしい。

小形企画課長 総合計画審議会については、実は第2回の中で、先ほどワークショップで10年後の多摩市のような話をさせていただくが、その辺フリーでの意見出しをしていただいている。こういったものも踏まえ、3回目は学識者の知見の共有ということで、その議論が具体的にできていないので、今後

その辺の部分をさらに議論を深めていただき、ある意味将来都市像のベースになるようなものをまとめていただくというところが1点である。

また、今の第五次総合計画のつくりとしては、基本構想の下に目指すまちの姿というものを設定している。この辺についても、これからその組み合わせも含めて総合計画審議会でご議論いただくのが年内の予定となっているところである。

いいじま委員 では、あと1点お聞きする。庁内の専門委員会も内容検討を進められるということであるが、ここを見ると分野ごとに分科会で検討とある。どのような分野・分科会を検討されているのか教えてほしい。

小形企画課長 専門委員会については、先ほど総合計画審議会の話でもさせていただいたように、目指すまちの姿の部分をこれから中心にまず議論していこうかと考えているところである。その上で今分科会については、その目指すまちの姿をベースにして関係部・課長で構成してやっているところである。

例えば一番最初の目指すまちの姿1だと子どもや教育の分野といった形で6つの分科会。うち1個については、庁内のこれからの行財政運営の部分もあるので、主に企画政策部や総務部といったような形での分科会構成も設けている。その辺でそれぞれ先ほどの目指すまちの姿の構成も考えた上で、具体的に基本計画へつながっていく部分の議論をしていこうかと考えているところである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会3、第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み(令和2～5年度)」 令和3年度の達成状況について、市側の説明を求め

大島行政管理課長 それでは、3番目、第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み(令和2～5年度)」 令和3年度の達成状況について、ご説明申し上げる。資料は2つ添付しているが、①を利用して説明させていただく。

多摩市持続可能な市政運営のための取組みは、令和2年度から4年間

を計画期間とする本市の第9次行革計画となる。本計画は、第五次多摩市総合計画を下支えするために行財政改革の具体的取り組み事項を定めたもので、毎年度の取り組み結果を市議会及び市民に公表を行うこととしており、このたび令和3年度の結果を取りまとめたので報告を行うものである。

本計画については、毎年度取り組み項目の見直しを行うこととして項目の追加・修正・削除を行っており、令和3年度末時点では71項目の取り組みを行っている。令和3年度の追加項目としては、行政文書等の多言語化や易しい日本語の活用による外国人市民へのサービスの向上と業務効率化、保育所利用定員の適正化の2項目を追加している。また、削除項目として介護認定審査会の簡素化の1項目を削除している。

次に、本計画の目標についてであるが、毎年度決算時での達成率と財政指標の確認を行っている。

まず達成率についてである。2ページ目をご覧ください。令和3年度については、先ほど申し上げたとおり、令和2年度から2項目の追加と1項目の削除を行っており、71項目の取り組みを行っているところである。令和3年度中に具体的な取り組み予定がなかった5項目を除いた66項目のうち、53項目では当初の目標を達成した、13項目については着手はしたものの達成には至らなかったという状況である。個別の項目の達成状況については、本日はつぶさにご説明する時間がないので、②の資料で後ほどご確認いただければと思っている。続いて令和3年度達成率についてであるが、66項目中53項目の達成ということで80.3%という達成率となっている。計画の目標としている80%という数値についてはぎりぎり超えている状況であるが、令和2年度の達成率85.9%からは5.6ポイント減の状況になっている。

続いて、財政指標の状況についてである。3ページ目をご覧ください。指標としては、財政調整基金残高、起債額、経常収支比率について設定している。まず財政調整基金残高であるが、各年度決算時点で30億円以上の目標を立てているが、令和3年度末は40.3億円という状況である。起債額については、4年間の計画期間内で140億円以内としているところ、令和3年度は33.8億円の起債を行い、累計額は52.6億円となってい

る。経常収支比率については、予算時95%以下、決算時91%以下の目標に対し、予算時が100.8%、決算時85.5%という数値となっている。財政調整基金については、コロナ禍にあつて事業の取りやめ、実施方法の変更などもあり、当初予定していた事業費が未執行となったものも多くあり、剰余金を基金に積んだことにより目標値を上回っているような状況である。

経常収支比率については、コロナ禍を受けての市税収入等の落ち込み等を想定して95%を上回る予算編成となっていたが、結果的には先ほど申し上げたとおり実施できなかった事業があつたり、当初予算時には予定していなかったコロナ対策等の国・都の補助金交付金等を充当できたということから、決算時には91%を5.5ポイント下回っているような状況である。達成率、財政指標共に数値的には目標達成しているようにも見えるが、特殊要因による部分も大きく、引き続き安定的で持続可能な行財政運営を推進していく必要があると考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 1点だけ。66事業中達成が53であるが、ほとんどコロナの影響ということでそれ以外の理由はなかったという理解でよろしいか。

大島行政管理課長 ただいまコロナだけが理由かということであるが、コロナももちろんあるが、そうでないものもある。やはり着手してみないとわからないというところもあり、やっけていく中で課題が出てきたものも中にあるということで、コロナ以外の部分のほうが多いような状況になっている。

池田委員 令和3年度だけではないが、例えばそういうコロナではない理由があつた場合、この事業に対しての振り返りや反省でいろいろと見直した中で、そういった場合の対応というのは通年どのようにやっけていくのかをお聞きしたいと思う。

大島行政管理課長 この計画については、先ほど申し上げたとおり毎年度見直し、当然PDCAを回す中で計画の修正なども行っている。したがって、その中で少し遅れが生じている部分については巻き直すような見直しをしたり、あと課題が出てきてそこについてはクリアがすぐには難しいということであればまた別な手法を考えたり、そういったことで毎年度PDCAを回す中で

対応している状況である。

橋本委員 資料の後でご覧願うというところであるが、このところにパルテノン多摩の飲食スペースのことも書かれているわけであるが、行革という中でこういうものを入れていくというのはこれがそうなのだなという感じがした。この辺は去年の3月に追加したと言われているが、どの事業を追加するか、また第9次行政改革の課題にするかというのは、どの辺でどう決まるのか。

大島行政管理課長 取り組み項目の追加や削除は、先ほど申し上げたが、毎年度所管課でこの進捗状況を確認したり、新たな項目は行財政改革推進本部でこれを協議して決定するという状況で、毎年度行政管理課から庁内に新たな取り組みの有無、見直しの有無といったことの照会をかけ、行財政改革推進本部の中で議論して決めていくという流れである。

橋本委員 今その辺では不十分なところもあるが、行政改革の一番の最初から多摩市はずっとやってきているが、財政の効果を見るというところでは数値的に見えるようなものが多かったかと思う。その辺のところは、達成率という、率というのも数字であるが、実際に市民の暮らしにとってどのような役割を果たすために達成がより100%だったらよいのかは市民に公開されてもなかなかわかりづらいと思うが、その辺についてはどのようにお考えか。

大島行政管理課長 過去の行革計画の中では、この計画期間中に何十億、何百億という目標数値削減効果目標のようなものを立てて実施してきたところもある。ただ、行革の中で今後削減というのにも各課連綿と取り組んできた中で、数値として何十億、何百億と削減するという計画をつくるのは難しい状況もあり、第9次の中では、3点大きな取り組み項目というか手続の改革、これから様々な市民サービスの向上に向けた、例えばDX等手続上の市の日々の業務のやり方を変えるといったところでの改革を進めること、また、最適化の改革ということで実施主体を市民協働による、公民連携による、また、今地域委員会構想というのがあるが、そういった市民との協働・共創による取り組みといった最適化を図っていく必要があるだろうということ、それから職員の意識、働き方の改革ということで、職員のワーク・

ライフ・バランスも含めてであるが、いろいろ職員しかできないことは職員がやる、職員でなくてもできるものは機械、例えばロボット、AIといった技術的などところに任せる、また、民間に委ねるといったところも含めて、そういう手続の改革、最適化の改革、職員の意識・働き方改革というところでこの計画はつくられている。

そういったところで、その効果額というのは出しにくいところがあるが、そういった中での達成率という指標にさせていただいている。財政的な指標というところで先ほど申し上げた3点をさせていただいて、そういったところで持続的な行財政運営を確立していく計画になっているところである。

橋本委員　　こういう報告があったときに、しかも、こういう項目を見ていくというときに、一つずつ見せていただいて私たちも認識を深めるということであるが、そういう意味では、いつか何か項目を並べて、これを切ることで幾らという形で割合自動巻きでなっていくって、それでなくなってしまっただけから市民の方からというものではないということは、私はある意味、本当の地方自治の進め方としてふさわしいのかという思いを今持っている。資料については、また熟読させていただいて、しかるべきときにお話を聞くこともあるかもしれない。

渡辺委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、4、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて、市側の説明を求める。

大島行政管理課長　　続いて協議会の4番目、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについてご説明申し上げます。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについては、前回3月の常任委員会協議会で報告させていただいており、それ以降の進捗というところでご説明させていただく。資料を3つつけているが、最初の1つ目の資料で説明していく。

2ページ目をご覧願う。前回までにご説明させていただいた部分に青く網かけさせていただいている。特に前回については、多摩川の河川敷、一ノ宮公園から下流側に階段2か所とスロープを国土交通省が整備していく

ということでご説明させていただいたところである。その後であるが、8月29日に、自治会、商店会、関係団体、事業者等によって聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会を設立させていただいている。

こちら添付している資料を後ほどご覧いただければと思うが、この協議会を設立し、今後またかわまちづくりについて進めていくというところである。

また、11月以降のスケジュールというところで、時期は調整中であるが、階段工事の一部未施工の部分があるのでそちらの工事、一ノ宮公園拡張部となっているが、一ノ宮公園の下流部分に芝生広場の整備、また国土交通省によるサイクリングロード・散策路の整備といったところが予定されているところである。

3ページ目をご願う。河川敷の工事内容についてである。真ん中あたりに青い枠があるが、こちらが3つある青い枠であるが、7月に工事が完了した階段2か所とスロープの部分となっている。少々見にくいですが、この図の下側が駅方向で上側が川方向、多摩川となっているが、駅方向から上側の川の方に向かって左側にせいせき公園があり、そこの道路を挟んだ向かい側に階段を整備している。

また、そこの少し右下流側にスロープ、さらに下流側に河川敷に向かって末広がり状の階段を整備することになっている。この末広がり部分については、両脇の三角形の広がり部分はまだ整備してないところであるが、川に下りていく階段の部分については整備済みである。末広がり部分については今後の工事予定としているが、座って休憩ができるような少し段差の高い階段を整備する予定となっている。

それから、階段スロープをおりた河川敷部分、図の上のほうであるが細長い枠については芝生広場を今後整備する予定。また、階段スロープのすぐ下にある2つの赤い枠であるが、こちらは堤防道路であるが、堤防上を舗装してキッチンカーなどが止まれるスペースを整備する予定となっている。

続いて4ページ目をご願う。将来的な推進体制であるが、先ほど少し触れたが、去る8月29日に聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会を設立させ

ていただいている。協議会の規約を資料1、設立時の構成会議を資料2として掲載しているので、後ほどご確認をいただければと思う。

本協議会の目的としては、多摩川河川敷周辺の資源を活用し、地域住民や就業者、来街者の安心・安全を確保するとともに、川のある豊かな日常を実践し、駅周辺を含む聖蹟桜ヶ丘のまちの魅力を高めていくこととしており、今後河川敷の活用の方向性等を協議する場としていく予定である。

また、具体的な活動を行うワーキンググループを設置し、将来的には図の右側にあるように協議の場としての協議会と、実行組織としてのエリアマネジメント法人という体制を目指して取り組みを進めていきたいと考えているところである。

5ページ目から11ページ目については、今整備が済んだ階段スロープの写真となっているので、後ほどご覧いただければと思う。

少し飛んで12ページ目へお開き願う。こちらは社会実験の概要（案）である。先週8日の補正予算において、本社会実験に係る予算についてもお認めいただいたところである。実施の時期としては、10月～12月のおおむね2か月間、毎週2回程度社会実験を行っていく予定としている。

今回の社会実験の目的であるが、多くの方にご参加いただくイベントを実施するというものではなく、河川敷の利用のルールづくり、使い方の検証、新たなプレーヤーの発掘といったことを目指していきたいと考えている。内容としては、河川敷を利用したパークヨガ、川を使ったリバーSUP、アウトドア体験、キッチンカーの誘致、またマルシェの実施などを行い、河川敷の川の利用における安全性の確認、火気の使用や音の出るイベント等のルールづくり、参加者や企画者、近隣の方、川を利用していない方などからのアンケート聴取、また協議会を交えてのワークショップによる意見交換などを実施していく予定としている。

最後に、13ページ目、全体のスケジュールになる。現在令和4年9月というところで、一ノ宮公園下流部分や堤防天端の設計、また国土交通省が整備する部分についての調整を行っているところである。今後これらの工事に進んでいく予定となっている。また、10月中旬以降マンションの入居が始まると伺っているので、その入居開始前に社会実験を開始させた

いと考えている。来年度秋から冬にかけてぐらいにタワーマンション隣に商業施設がオープンすると伺っており、その時期をまち開きのタイミングと捉え、今回実施する社会実験を踏まえたルールづくり、河川敷の活用方法や管理運営の仕組みの検討など進めていきたいと考えているところである。引き続き川とまちが一体となったまちづくりに向け、地域の皆さんとともに取り組みを進めていきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 かわまちづくりもいよいよ本格的に進んでいくのかと思うが、これまで協議会でいろいろと地元の方々が集まって話をしてきたようであるが、かわまちづくりのことを知らない市民の方がほとんどかと思う。

今回、社会実験を進めていくに当たり、多くの市民の方々、特に聖蹟桜ヶ丘周辺の方々に知らせていく必要があると思うが、その辺りはどのようにお考えになっているのか。

大島行政管理課長 周知方法というところである。今回の社会実験については、市公式ホームページで公表するほか、報道機関へのニュースリリースなどを行っていく予定である。また、駅や商業施設へのポスター・パネルの設置やチラシの配布といったことによって周知を図っていく。また、社会実験実施日には駅周辺にのぼりなどを設置しながら、たくさん置けるかどうかかわからないが、そういったことでも周知を図っていきたい。

また、今回は社会実験ということで、先ほど申し上げたとおり、多くの方が参加するイベントというよりは川をどうやって活用していったらいいかというルールづくりに主眼を置いている。先ほどの全体スケジュールとしてプレまちびらきを考えているところであるので、来年のまち開きに向けての周知、いろいろな社会実験から実際の具体的活動へとつなげていくような取り組みを進め、周知についてもまた進めていくということで、協議会においては、できればそういうSNSなども活用しながら周知を広めていきたい。こういった活動は口コミも大事だと思っているので、たま広報や市公式ホームページはもちろんであるが、そういったことで、いろいろなところ、いろいろなチャンネルを使って周知を図っていきたいと考えているところである。

いいじま委員 ぜひよろしく願います。かわまちづくりは、聖蹟桜ヶ丘にとっては非常に大きなチャンスだと思っている。ここを逃すと聖蹟のさらなる発展もいつになってしまうのかということで、しっかりやってほしい。協議会のほうでやっているのだろうが、市の方々、職員の皆さんにもぜひしっかりと関わってやっていただきたいと思っている。ちなみにこのかわまちづくりの所管というのはどちらになるのか。

大島行政管理課長 現在のところ行政管理課が窓口で、庁内の取りまとめ、国土交通省との調整といったところで窓口として活動しているところである。今後については、河川敷の管理運営、またエリアマネジメント的なところもあるので庁内でまだ決めきれていないが、そういった視点も踏まえて所管課を定め、庁内一体で取り組めるような体制をつくっていきたいと考えている。

いいじま委員 ぜひ庁内を挙げて取り組んでほしいと思う。例えばこれから社会実験を行っていくということで、内容を見ると市民経済部などはしっかりとここで関わっていかないといけないと思うし、河川沿いのこととなれば、環境のことであれば環境部、都市整備のことであれば都市整備部、また今後多摩市に本当に子どもをとということであれば子ども青少年部も関わらなければいけないし、本当にどの部も関係してくると思うので、庁内で皆さんでお見合いするようなことがなく、しっかりと責任を持って取り組んでほしいと思う。どうぞよろしく願います。その点について何かあれば少しお伺いしたいと思う。

大島行政管理課長 ただいま貴重なご示唆をいただいた。言われたように市民経済部、公園等もあるので環境部、道路ということでは都市整備部、一ノ宮公園にはスポーツ施設等もあるのでくらしと文化部、また言われたように子どもの関係、いろいろな部が関わってくることになるので、この点については全庁挙げて取り組んでいきたいと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会5、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 5番目の多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について説明させていただく。資料は5点ほどある。順次詳細について担当課長の内田から説明させていただくのでよろしく願います。

内田資産活用担当課長 資料は4点おつけしている。まず初めの資料をご覧願う。まず進捗状況についてご報告をしたいと思う。一番最初の資料である。

まず1つ目、第1回多摩市役所本庁舎建替についてのフォーラムの結果というところである。将来の市民サービスの姿や本庁舎の基本機能といったものについて、市と有識者懇談会の委員からご説明をし、市民の方からご意見をいただいている。

(1)にあるとおり対象者は市内在住の16歳以上の市民で、無作為抽出で発送、それと市公式ホームページ等でお知らせをして応募していただいた方というところである。

フォーラムの結果であるが、(3)にあるとおり、7月30日については市民の方26人、うち無作為抽出が11人である。8月27日には市民が14人、うち無作為抽出が5人という参加状況であった。

意見交換の概要である。手続等のデジタル化・オンライン化を進めてほしい、デジタル化は必要だが高齢者がついていけないのではないかなどではないか。

次のページをおめくりいただいて、DXなどのソフト施策は先行して進めるべき、サービスの拠点がふえるのはよいが、本庁舎との役割分担がわかりにくくなったり、行政負担が高まったりすることにつながらないか、こういったご意見をいただいている。

資料1に結果をおつけしている。こちらをご覧いただきたいと思う。

(2)に参加者の記載がある。年齢層と居住地区別に分けている。7月30日と8月27日に分けてある。

次の2ページ目、3ページ目、こちらが意見交換での意見の要約となっている。それぞれ将来の市民サービスの姿、将来の市役所の姿、本庁舎連携拠点サービス充実型について、本庁舎の基本機能について、その他、今後の進め方等にご意見をいただいている。こちらはお目通しいただければと思う。

次の4ページ目、5ページ目、これが意見交換を終えた後にアンケートをいただいた内容である。本庁舎建て替えの必要性、それと将来の市民サービスの姿について、将来の市役所の姿、本庁舎連携拠点サービス充実型、こういったことについてどう思ったかというところでは、両回ともおおむねご理解をいただいているという結果である。

続いて1つ目の資料にお戻りいただいて、2ページ目の2番目、第4回多摩市役所本庁舎建替基本構想策定有識者懇談会、こちら令和4年8月8日に開催している。こちらの意見については記載しているとおりであるが、まず資料の2をご覧くださいと思う。

1ページ目、基本構想の構成というところで1から9までである。これまで1の本庁舎建て替えの背景と経過から6番の本庁舎の基本機能までを前半として議論を進めてきたところである。こちらの内容についてはこれまでご報告したとおりであり、8月8日の懇談会では7番、8番、9番というような後半戦についても頭出しをさせていただき、ご議論をいただいたところである。

資料2の13ページ目をご覧くださいと、本庁舎の機能というところである。市役所の目指す姿を基に本庁舎の機能を4つ掲げている。市民サービスの機能から議会機能というところである。

次の14ページ目、15ページ目、16ページ目、17ページ目については、その機能について少し具体的にどういったものが必要なかを記載している。議会機能についても、現段階で素案をまとめているが、一緒に記載し、基本構想の中に盛り込みをしていきたいと考えている。

次の19ページ目をご覧くださいと思う。こちらが後半の部分というところで、建て替えの規模、位置のあり方といったものに留意することについて記載をさせていただいている。例えば規模の試算については、総

務省の旧起債許可基準といった試算、他自治体との比較により想定規模を試算していきたい、さらに規模の縮小の可能性についても留意をしていきたいというところである。

次の20ページについては、事業費・事業手法、最後の21ページ目については建て替えのスケジュールというところで、それぞれ留意する事項を書いている。

次に、資料3をご覧くださいければと思う。こちらが本庁舎の位置のあり方についての資料である。まず、1ページ目が本庁舎の位置に関する法律というところである。

次のページ、2ページ目がこれまでの検討経緯というところ。

3ページ目をご覧くださいきたいと思う。これまで前半の部分で目指す将来の市民サービスの姿、将来の市役所の姿を踏まえて位置のあり方の検討を進めるというところであるが、こういったものを踏まえて評価の視点ということで5つほど書いている。防災拠点・安全性、利便性、市の特性とまちづくりの方向性、市の将来展望を踏まえた経済性、実現性・確実性という視点があるだろうというところである。

次に、6ページ目をご覧くださいきたいと思う。例えば防災拠点・安全性の要件として何が重要かというところでは、災害時の市域全体へのアクセス性、また安全性の高い土地といったところ。

次の7ページ目をご覧くださいだと、利便性というところでは、将来を見据えると場所のアクセス性よりもサービスのアクセス性が重要ではないか。

次の、8ページ目をご覧ください、市の特性とまちづくりの方向性というところでは、多摩市内には主要3駅があることを踏まえて市全体の均衡ある発展が重要ではないか。

次のページ、市の将来展望を踏まえた経済性では、後年度負担の抑制といったところ。

次のページには実現性・確実性。

次の11ページは、その他で、シンボル性、周辺環境への影響が一般的に考えられるだろうというところである。

12ページ以降は、その5つの指標に基づいてさらに具体的に考えるこ

とが必要だろうというような基準を記載している。

こういった資料を踏まえ、有識者懇談会から頂戴した意見について簡単にご説明をする。一番最初の資料にお戻りいただいて、2ページ目に記載がある。本庁舎の建て替えを待たずにDX化できるところは進めてほしい、市本庁舎が建ったときに、その機能が本庁舎とともに完成形になる、市民の身近なところに行政サービスを届けるために、本庁舎、出張所などのハードの仕組みを考えていくべきというのが、懇談会で共有できる意見・方向性であるといったところ、以下、4つほどご意見をいただいているところである。

最後に次の3ページ目をご覧ください、今後の予定についてご説明をする。まず有識者懇談会については、第5回は10月31日の月曜日、10時から12時で、こちら会議室を今取っているが、本庁舎で実施したいと考えている。第6回については1月30日、月曜日、10時から12時というところである。

また、第2回市民フォーラムについても実施を考えており、11月の26日、土曜日、午前中、ベルブホール、それと11月の27日、午後、関戸公民館ヴィータホールで実施したいと考えている。内容については、基本構想の素案について市民の意見を聞いていきたいと考えている。併せて、素案のパブリックコメントについても今年の11月から12月の時期に実施をしたいと考えている。こういったものを踏まえ、基本構想については今年度中に策定をしていきたいという考えである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

折戸委員

市民参加で声を聞くということであるが、今まで私も一般質問で申したが、コロナ禍で市民フォーラムの呼びかけをしたが集まる人が少なかったという形で、第1回が26人、そして第2回は14人ということである。それで、コロナ禍だからしょうがないという形でこのまま、またこの11月の26日、27日という形でやって市民フォーラムは終わりという形でスケジュールどおりにいくという説明だと思うが、私は、これはあまりにも人数的に少ないと思う。だから、ある面ではもう少し手法を考えて、誰でも必要な市役所であるから、できるなら市民参画というものを入れておく

必要があるのではないか。そうでないと、後でいろいろな意見が出たときに大変ではないのかと思うが、そういう点をもう一度確認したいと思うが、説明していただけるか。

内田資産活用担当課長 委員の言われるとおり市民参画は大変重要だと思っている。これまで市民アンケートをはじめ今回の市民フォーラムで市民の意見は一定捉えてきたところである。市民フォーラムについては、参加者が少ないというところはあるが、市の職員が真ん中に入って市民と丁寧にご議論ができたというところでは非常に良かったと思っている。

その中で感じたのは、できることは今から進めてほしい、できない方もおられるのでそこは救ってほしい、近くのところでも市民サービスを受けるといったことには皆さん賛同いただいているし、さらに出張所の機能をもっと少し見直してできるサービスがふえるとよいといった方向性は確認をさせていただいたところである。

今回、将来の市民サービスの姿をご説明したが、こちらの第2回フォーラムについても、その部分についてご説明をさせていただくというところと、後半戦の位置のあり方といったものを含めて、一まとめにして市民の意見を捉えていきたいと考えている。

折戸委員 少ないが意見を濃く聞いたからよいと説明されたのだと思うが、私は少ない人数で濃くというのを否定はしないが、いろいろな意味で、100人にも満たない方たちと話してそれでよいということではないと非常に思う。なおかつその市民フォーラムに参加した人から少しお話を聞いたが、要は場所をもう既に決めているような市長の挨拶が含まれている、これはおかしいのではないかという思いである、そのまま場所ということを言われなくて進めていくこと自体が腑に落ちないし、大変不信であるというお声を何人かから直接聞いた。そういう意味で進め方の問題点があるとしたら、もう一度、このスケジュールどおりにやるのではなく、もう少し立ち止まった形で進めていくのが常道ではないだろうかと思う。もう一度確認をしたいが、どうしてもこのままいくということなのか。

内田資産活用担当課長 スケジュールについては、ご報告をさせていただいたとおり、第2回市民フォーラムで基本構想について前半部分も含めてご意見を再度賜

りたいということで進めていきたいと考えている。場所についてのご意見であるが、これまでご説明をさせていただいたとおり、まずDX、コロナ以降行政を取り巻く状況がかなり変化しているのだからこういったところを確認していく、有識者の方からのご意見を踏まえて将来の市民サービスを考えていこうとすると、本庁舎に求められる機能が変わってくるだろうということで、段階的に進めてきているところである。場所について不審に思うというご意見はあろうかと思うが、まずはこのステップを踏ませていただいて、第2回の市民フォーラムで場所についても市の考え方をお示ししていきたい。その上で市民の方からご意見を賜りたいと考えている。

榎本施設政策担当部長 市民参画が大変重要だということである。少し補足をさせていただくと、7月から第7波ということでコロナが厳しい状況の中で開催も悩んだところであるがさせていただいたということと、それに参加したくてもできない方もおられるのかということで、実はそのときの市の説明と有識者懇談会での先生からのこれまでの検討の報告について、今市役所の公式ホームページのユーチューブのところで配信を見ていただけるようなこともさせていただいている。既に何件か見ていただいているようなところもある。

そういうことで、コロナ禍でなかなか出られなかった人にもそういうところを見ていただいてご意見もいただけるような準備というか、今そういうことができるような状況になっている。そのことについては桜ヶ丘での8月のフォーラム当日、私からご案内をさせていただいて、知っている方がいればぜひともご案内いただきたいと申し上げさせていただいたところである。

今後の市民参画であるが、まさしく自治基本条例に基づく参画手法には様々なものがあり、メリット・デメリットがある。私どもの考え方は、それをいかに組み合わせながら市民の声を丁寧に聞くかということで、アンケート調査で多くの方に聞いたり、市民フォーラムで直接生の声を聞く、今後についても、市民フォーラムをスタートアップさせていただくとともに、政策情報誌もここで作成して、インターネットだとなかなか見る機会がないという方もおられるので、全戸配布する政策情報誌をここで作成し

て、素案について説明をさせていただくようなことを今予定しているところである。そのような様々な市民参画の手法を使いながら市民の方に丁寧にお伝えするとともに、ご意見をいただきながら進めていきたいというところである。

スケジュールについても、市役所の本庁舎については災害リスクが高まる中で着実に進めていこうということで、これまで長年の懸案事項であったので、そのような市民参画の手法を取り入れながら着実に進めていきたいというような考え方で進めているところである。

橋本委員 それに関連することであるが、21ページの建て替えのスケジュールで、現在地の場合段階的整備、移転の場合用地取得スケジュール、こういうことを書かれると、その場所も今回の年度末にだんだん決まっていくのだなというときに、今まであまりヒントというか、どのようにして判断するのか、市民も、一つは自分のうちに近いところ、一つはこれからの発展のこと、もう一つはお金のこと、その辺のことについて判断できる十分な説明というのは、第2回市民フォーラムでは紙か何かでもらって、そこでそれを見て意見を言えるような丁寧な説明は考えておられるのか。

内田資産活用担当課長 8月8日の有識者懇談会で、まず頭出しをさせていただくということで資料のご説明をさせていただいた。有識者懇談会の方からは、防災の視点が非常に重要だろうということは共通してご意見をいただいたところである。

また、その他事業費等も、後年度負担を考えるとこういったところについても検討しなければいけないと思っている。まずどういったところが重要な視点になるのかを、有識者懇談会のご意見を踏まえて、市の中で少し検討を進めていきたいと考えている。その内容については、市民にもわかる形で、基本構想の素案ということでお示しをしていきたいと考えているところである。

橋本委員 クイズではないのであるから、知りたいと思うことについてはどんどん出して、有識者会議の人たちもそういうのを踏まえて考えるということが、双方向的なものがあっても全然おかしくないと思う。私は2か所で聞いたいろいろなご説明を聞いていると、その辺、最後である、最後であると

言えば言うほど、先ほどの折戸委員ではないが不自然さを感じるので、感
触的にもわかると思うし、この前の参加者14名の中でもいろいろ言われ
ていた人もいるわけであるから、そういうところではもう少し単刀直入に
わかりやすくやったほうが、何か市民の声を聞かなかったのではないかの
思いにもつながらないで済むように思う。

今の課長の答弁だと、あくまで機能のことで防災のことをやってからヒ
ントではないが実情をお話しするという感じに受け取れるが、その辺につ
いてもう一度伺う。

榎本施設政策担当部長 今日資料だと、本庁舎の位置のあり方についてということで、
協議会資料3の3ページ目をあけていただくと、本庁舎の位置の検討を進
めるに当たってということで、市民フォーラムのときにも市民の方から位
置のことについて関心があるので私も直接聞かれたところである。そうし
たときに、本庁舎の位置を考えるに当たって、その前にやはり我々として
は共通認識しなければいけないだろうというようなことをまず十分に説明
しながらご理解をいただくということが今回の中では一つ大事だろうとい
うことで、ここにあるとおり本庁舎は市民サービスの拠点であるし、災害
対応の拠点でもあるといったときに、今後の社会をどう見据えるのか、市
民サービスのあり方や市役所全体のあり方がどうなるのかが重要だろうと
いうところをまず押さえていただいて、それを踏まえた上で市役所のこれ
までの長年の課題である位置はどう考えるべきかという、この資料にある
こういう流れのところをまず共有化する中で、その上でこの評価の視点と
してはこういうことが重要であろうというところである。

そうした中では、例えば有識者懇談会の中でも、利便性を考えるとこれ
までの考え方を少し変えなければいけないのではないかとということで、先
ほどの場所のアクセス性というよりもサービスのアクセス性のようなとこ
ろ、これまでなかった視点についてもう少し考える必要があるだろう。

今回の市民フォーラムということで、まだ案ができる前の途中の検討の
段階できちんとその辺も説明させていただいた上で、今、課長が申し上げ
たとおり、これから位置等について詰めて最終的な素案という形でお示し
してご意見をいただきたいというような流れのステップでさせていただい

たところであるので、これまでの丁寧な議論を踏まえながら、今、委員が言われたような具体的な案を素案という形でお示ししてご意見をいただくようなステップを踏ませていただくのがいいかということで、これまで進めてきたところである。

橋本委員

その担当者の努力等いろいろな取り組みは理解するところであるが、例えばDXの問題でも、もしそういうのがない現時点の発想だと9階建て2,000平米~2,500平米であるが、これからの時代だとこのくらい床面積は減るといのが出てきたときに初めてデジタルトランスフォーメーション等いろいろなことがあって小ぶりのものができるのだなど、やはりその辺がわかりやすいと思う。簡単にその平米数だけでは比べられないが、それも含めて話し合っ、これから10年後20年後はこのくらい変わるという序章はあるが、その辺が見えづらくなっていると思う。

市民の方たちは、そういうところがざっくばらんになればなるほど9階建てじゃなくて5階建てで、日影権の関係で、そういうことも何とはなしに皆考えているようなそぶりが見えるので、その辺も含めて受け止めるだけの度量を持って展開しないと、何か悪い方向に行こうとすると、それはそれ、少し待つてほしいと言われると、出しにくい、言っても無駄だったのかという思いになってしまうところがあると思う。

私も、この前の折戸委員の一般質問、それからそこにあるいろいろな方のご意見を考えていくときに、本当にざっくばらんに、本当にわかりやすく、本当に市民の願いに応えるということになると、その辺のところも少しずつ具体的に展開していったほうが、ずっと終わったときに気持ちよく皆がお互いに自分の言ったことは100%ではないが納得できるという着地点に向かっていくのではないかと思うので、ぜひそういう感じで進めていただきたいと思っているが、再度部長の見解を伺う。

榎本施設政策担当部長 まさしく市民の方にわかりやすく説明してご納得いただいて納得性を高めてというのも一般質問の中でご意見をいただいたところである。今回一番難しいというか悩むところは、将来を見通すのは大変難しいところである。10年後20年後どうなるか、例えば10年前に今の状況というのは多分誰もわからなかったと思う。そうした中で、それを一定の見通

しの中で立てていかないと、長い期間使う本庁舎ということは市民サービスがあるし、災害対策というリスクのところもある。そこをまずどのようにというもやもや感というのがあるというのが正直なところである。

そういった中で一定の方向性を皆さんでいかに共有していくかということで、今回有識者の方に懇談会という形で様々なご意見をいただきながら進めさせていただいたところである。今回は基本構想であったので、主要な目的はまさしくそういったビジョン、本庁舎がどうあるべきかを固めるのが目的であるので、それを踏まえて、位置についても早く決めるべきだというようなご意見をこれまでいただいたところであるので、基本構想の策定とともに場所を決めさせていただいてご理解いただき、まさしくそのような具体的な話、どのように建てて、どのようにするとよいのか。例えば今までだと集約型で大きなものだったが、そういうところにどのようにメスをかけるべきなのかというところが、場所が決まった次の基本計画の段階では、当然職員の働きやすい市役所というご意見もいただいたところである。それが結果的に市民の皆さんへのよいサービスにつながるということで我々意識しているところである。

そういった具体的なものについては、基本計画の中で場所が決まればどういう形にするのかという次のステップになるので、委員のご指摘もごもっともなところであるが、その基本構想の現在地点、今後というところでこれまで検討してきたところもあるし、まさしく市民の声については引き続き寄り添いながら、わかりやすく説明をしながら進めていきたいというところである。

橋本委員

それをいろいろ言うのも、私たちは市民が望む市役所庁舎というのを、この所管事務調査の結論として、ある程度得たいと思っている。そのためには、構想といっても具体的なものも含めて、このような意見に答えられる、私たちもそういう所管事務調査の結論にたどり着きたいと思う。あと何か月という中でそういうことを発言したので、どうぞよろしく願います。

池田委員

これは意見になってしまうが、私も2回市民フォーラムに参加させていただいて、あまりにも市民の方たちが、私は特に高齢者の方々と接する機

会が今まで非常に多かったが、認識が誤っていたと今回の市民フォーラムに参加して非常に思った。というのは、今まで高齢者の方たちは、DXやデジタル化と言っても窓口がもっと身近で相談事に自分たちが行きやすい、市役所にそういうこと望んでいるのだらうと思っていたが、私が最近高齢者の方々とお話しすると、コロナということがあってから高齢者の方たちはデジタルに対して拒否感が少しずつなくなってきた。

例えば孫と話したい等いろいろなことで挑戦をしたり、もちろんスマホになってきているのでそれに少しでも対応しよう、あるいは公でもデジタルのスマホ教室をやっていただいたりしている関係からか、本当に苦手意識が少しずつなくなってきたいて、コロナで高齢者の方たちも考え方が大きく変わってきている。外に出るのが怖いのでネットで注文等いろいろなことをやり始めていて、だから、その庁舎に対して、今までは行きやすいところとか交通の便がいいところと言っておられたが、この間の市民フォーラムでは随分と皆さん変わっていて、とにかく防災が大事なのだということ私を私は非常に感じ、私自身の考え方も変えていかなければと自身が反省をした。

もし市側がそのようなところで高齢者の方たちに配慮するようなことがあったら、私はもっと信じてよいのではないかと思ったりしたので、今回の市民フォーラムでのコロナや災害に対する市民の方たちの意識の高さをしっかりと受け止めていただいて、先ほどの橋本委員ではないが、具体的にしっかりと素直に出していただいたほうがよいかと思った。これは感想であるが、高齢者の方や皆さんのご意見を聞いて課長が実際に感じたことがあればお答えいただければと思う。

内田資産活用担当課長 委員の言われるところは、私も実際に感じたところである。高齢者の方もデジタル化についていこうというようなところはあるが、ただ、一つのご意見として、今DXデジタル化が進んでいるが、市の事業として見えにくいというようなご意見があったと思う。そこを少し見える化する努力は必要かと思っており、今マイナンバーカードでできること、さらに進んでいくこと、今何ができるのかといったところも基本構想や素案のところ少し丁寧にご説明をして、実感していただくのが一番よろしいかと

思う。それにはやはりハードだけではなくDXを実際に、庁内の組織、行革本部会議の幹事会と言っているが、そういったところを見える化する努力は必要なのだろうということで、そのオンラインデジタル化というところはやはり自信を持って少し進めていかないといけないと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会6、令和4年度 シティセールスの展開について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 それでは、令和4年度のシティセールスの展開についてご説明させていただきます。資料は協議会6の資料である。

1つ目、令和4年度第二期シティセールスの課題と目標についてであるが、「第二期」と書かせていただいているのは、昨年シティセールス戦略を更新したので、わかりやすいようにそれまでのものを一期、今回のものを二期というような表現をさせていただいている。

第2回定例会の総務常任委員会でも、この辺詳細はご説明させていただいたが、軽く振り返りをさせていただく。高い住民満足度つまり多摩市ならではの魅力を認知の低い市外に向けて発信していくということが一番の目標である。豊かな自然と優れた都市基盤の調和、その進化というかイノベーションを、「くらしにいつもNEWを。」という言葉を軸に、市外に向けて発信していきたい。ターゲットは20代から30代の子育て層である。できれば転入も促進していきたいところである。

多摩市のブランド資産としては、今までもこれからも次の世代の暮らしやすさに挑戦していくまちであるということを資産として、一つは、豊かな自然と優れた都市基盤の調和、進化する優れた都市基盤、社会課題に向けて自治体をリードしていくようなイノベティブな施策づくりに挑戦していくまちであるということをいろいろ表現していった市外に伝えていきたいというところである。

2つ目は、今年度のシティセールスの基本展開、大きく2つある。一つは、ブランディング・リーフレット、「多摩市のNEW」というタイトル

であるが、制作して配布する。ついせんだって納品されたので、この手元を見ていただくと小さなものであるが、このくらいの8ページ立てで、この中に「多摩市のNEW」ということで、まちのNEW、あるいはそちらの資料に書いているが、まちづくり、子育て、働き方、自分らしさ、健康、ここはあえて市外の方にわかりやすく、康の字を幸せではなくいわゆる健康という字を書かせていただいているが、中には多摩市健幸都市宣言についても書かせていただいている。

これについては、市民の方や関係者に取材のインタビューをし、そのインタビューも掲載させていただいている。こちら、8ページで1万部、市外の方あるいは市民の方に向けて配布していきたいと思っている。こちらについては、後日サイドブックで電子でも載せさせていただき、ぜひ委員の皆様あるいは議員の皆様に活用していただけるように、その辺のご案内も含めて議会事務局には伝えようと思っているので、ぜひ市内あるいは市外で活動するときにご利用いただければと思っている。

もう一つが、ブランディングの広告になる。2ページ目になる。大型駅貼りの展開であり、これは平成29年度末にも一度似たようなことをさせていただいているが、多摩市ブランドを構築したのでその推進をしていくためにターミナル駅、具体的には新宿駅の京王線3番線、小田急線の6番線、それから聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅は京王線、小田急線。こちらは多摩市に来られる関係市民の方々にも見ていただけるように約1週間、11月21日～27日までになるが、こちらでPRをしていきたいと思っている。こちらの内容については今検討中であるが、なるべく多摩市の魅力が効率的にうまく伝わるようにB0判を6枚連貼りであるので、大きいのが限りがあるし、ホームであるので立ち止まって見ることを想定していないので、なるべく目を引くようなもの、そして多摩市がわかるようなものということで、ただいまビジュアルについては検討中である。

なお、こちらの資料には書いていないが、メディアアプローチの第1回目として昨日も行われていた豊ヶ丘のランタンフェスティバル2022については、メディアアプローチをかけさせていただき、ウェブメディアでいくと80媒体、それから読売新聞夕刊全国版のところに、写真部さんが

来ていただいたのでそこでPRもできたし、MXテレビでも大分長く取り上げてくださったし、土曜日の夜には、私の大好きな天気予報士の依田氏が来て、サタデーステーションで3分半ほど中継をさせていただいた。これによってたくさんの方が来るイコール近隣の方々には大変ご迷惑をかけた部分もあったかもしれないが、なぜこれを取り上げたかというところ、市が主催しているというよりも、民間の企業やまちの商店街の皆さん、あるいはいろいろな市民の方々が関わってここまで大きくしたところを強調してメディアアプローチをかけたことを最後にご報告させていただく。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会7、多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

藤浪総務部長 それでは、個人情報保護条例の改正について、これまでこちらの協議会でも何度かご説明申し上げてきたかと思うが、ここで一定取りまとめをして、次の来る第4回定例会には上程させていただきたいと思っている。については、現時点の到達度のところであるが、内容について説明させていただきたいと思う。

岩田文書法制課長 サイドブックの協議会の資料は7番のところになる。説明文と資料が4つついている。最初の説明文のところのページを開いていただきたいと思う。こちらは多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてという形になる。こちらの資料、前回の第2回定例会のときに示した資料の中で変更のある部分に下線を引いている。

まず(3)の手数料のところになる。国は原則有料になるが、多摩市では申請手数料は無料とする。交付時の紙代などの実費については頂くことになる。これは現在の制度と同じ形になる。開示請求の権利になるが、こちらは法で認められているので、一定の事務手間がかかっていることやご本人が受ける利益のことも考え合わせると、申請手数料を取ったとしても知る権利を阻害することにはならないと考える。今回の法改正によってどうしても国の制度に寄せなければいけない部分がある。市で設定可

能な部分のうち、独自性が保たれるところは独自の規定を入れていくように考えている。

次に、（５）の審議会のところになる。ここでは、どのようなことを諮問するのかというところになる。専門的な知見に基づく意見を聞くという形になる。従来諮問していた目的外利用や委託などではなく、市としての個人情報保護の方針やルールを諮問することになる。大きなところでは、今制定しようとする本条例の改正なども含まれる。また、安全措置を考える際のご意見あるいは運用ルールの細則等が考えられる。

この諮問事項の中で、今回お出しした資料１の条例改正案には間に合わないものがあつたのでご報告する。災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿があり、こちらは従来審議会の意見を聞いて例えば民生委員等にお渡ししていたものであるが、法改正によって個別の審議を審議会にかけることができなくなるので、方法としては、この条例の中で災害対策基本法に基づく要支援者名簿を諮問事項に追加するということが考えられる。それがわかったばかりであるから案には入れていないが、今後検討し、入れる必要があれば入れたいと思う。

次に、資料３と資料４、パブリックコメント。８月１７日にこちらの委員に説明させていただいた。本日からパブリックコメントを取らせていただいている。資料４の条例骨子（案）のページをおめぐりいただいて、３番に基本的な考え方という形が載っており、この中にも、多摩市としてはこれまで当市が培ってきた個人情報保護のレベルを維持しつつ、独自の保護措置も行い、平成１１年の条例制定当初からの目的である市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の事業実現を目指す。

このような形でパブリックコメントを今募集しており、新条例に入れるもの、現行条例から法に基づいて省かせていただいているもの、法に移行するもの等の一覧表ををつけている。その中で、変更する部分としては、

（２）先ほど言った審議会の役割の変更。（３）個人情報ファイル簿の整備。今は個人情報登録簿という形で整備しているが、今度は法に基づいて個人情報ファイル簿の整備となる。（４）継続の部分では、開示請求の制度。こちらについては、現状の通り継続するという形になっている。特に

国では開示請求の決定期間が30日になっているが、多摩市では現状と同じ14日に短くするという形になる。それから、(5)の個人情報の目的外利用の禁止・不適正な取得や利用の禁止、これは当然今も、改正後も継続してこういうことをやっていくという形になる。このパブリックコメントは30日まで取らせていただき、結果については10月下旬を目途に取りまとめて公表したいと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

8、新型コロナウイルス感染症への取組状況(8月31日現在)について市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 8番から10番が市民経済部からのご報告になる。8番については、これまでも毎議会ごとに市民経済部で取り組んでいるコロナ対策の進捗状況をご報告させていただいたので、こちらについては私から、また9番、10番についてはそれぞれ担当の課長からご説明をさせていただく。

それでは、協議会資料8番をお開きいただければと思う。こちら市民経済部での新型コロナウイルス感染症への取り組み状況ということで、基本的には8月末時点の状況である。個々の細かなものについては後ほど資料をご覧いただければと思うが、今回こちらでは大きく状況が変わったもの、また新規で始めたもの等のみご報告をさせていただく。

まず、2ページ目をご覧いただければと思う。2ページ目の一番上、こちらはキャッシュレスの還元事業である。6月補正で計上させていただき、この9月1日から始まっている。まだ途中経過ではあるが、1日から約1週間、7日までの状況としては、暫定値ではあるが、回数としては11万8,000回ほど、決済額としては2億4,500万円ほど決済がされている。還元額としては約4,700万円で、ほぼ想定に近い推移というような状況になっている。

それから、2つ下がっていただいて5番目の出店等促進支援金である。こちらであるが、昨年度年明け1月から始めて、昨年度の予算としては5件分、今年度当初分としては50件分の予算を計上させていただいたが、

この資料を作った段階では50件中45件交付決定となっているが、ちょうど先週であるが、全て申請があり、申請自体はそこで締め切らせていただいている。まだ今集計の最中であるが、特に多かったのが桜ヶ丘と多摩センターエリアを集中にいろいろな業種、今回は比較的緩やかな条件での支援とさせていただいたので、様々な業者に新たに出店していただいている状況である。

続いて、ページをおめくりいただいて3ページ、ちょうど中段のところになるが多摩市緊急就労支援事業、こちらは前回6月のご報告の際は募集中であるというようなお説明だったが、8月時点で参加申し込み者が72名、そのうち企業とのマッチングでお試しでの就労が決まった方が14名で、引き続き進行中の案件である。

ページをおめくりいただいて4ページ目、10番、多摩市農産物利用飲食店等支援事業、こちらも6月補正で計上させていただいた案件である。こちらについては、事前に登録をいただいた上で後から購入したものを補助金申請していただくという形になっているが、8月25日時点では7件である。今若干ふえているような状況になっている。

5ページ以降は、キャッシュレス等の推進で、その後の状況変化ということであるが、基本的には順調に利用が伸びているような状況である。

ページとしては最後の9ページ目の中段のところ、スマートフォン口座振替登録サービス、こちらはこれまでも口座振替に関しては銀行の窓口でしていただくか市役所の窓口でキャッシュカードで手続きをしていただくかというものが、今年度からスマートフォンで口座振替の手続きができるというものを始めさせていただいている。ただ、まだ登録できる金融機関の数が少ないので数自体はそれほどでもないが、7月末時点で、この資料では94件となっているが、つい先日8月末時点の数字が出た段階では102件というような状況になっている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会9、マイナンバーカード交付状況について市側の説明を求

める。

片岡市民課長 では、次の資料をご覧願う。マイナンバーカードの交付状況について簡単にご説明する。まず会場について、既に常任委員会では何度かご報告申し上げているとおり、この5月からベルブ永山の広いほうの会場に移転して、今業務を行っている。その結果取り扱い件数の上限がふえたほか、感染症対策の密の回避などが行われている。そして、活動の状況については、こちら6月末からマイナポイントの第2弾が開始したことを受けて一気に急増しており、7月には永山カードセンターで4,943件行った。この資料作成時点では間に合わなかったが、8月の件数については6,083件になっている。一応5,000件までは対応できるようなキャパシティではあるが、少しキャパオーバーしているが何とか頑張っている。

今後の年間の処理見込みに関しては、数そのものはそれほど重要でないというか、ご覧いただいて年間6万件近いときもあれば2万3,000件程度のこともあるというかなり不安定な状況である。これは更新時期の波による。また、この同じ月の中でも1,000件台から6,000件台と本当に波のある状況で、どこに合わせて体制を整えていくかというのは悩みどころではあるが、とにかく市民の皆さんには影響・支障のないように行いたいと思っている。

今年度の活動について、出張申請に関しては商業施設で3日間7月末に行い、多摩市民・市外の方合わせて793件の利用があった。あとはコミュニティセンターでの実施で、次のページにある地区ごとの交付率の低いところを中心にまず3か所、1回目が大栗川・かるがも館、2回目がからきだ菖蒲館、3回目が貝取こぶし館である。1回目がちょうど暴風雨に遭って11件にとどまってしまう、2回目には24件、それでもそんなわいわい混み合うほどではないが、ただ、そのときに登録されない方についてもマイナポイントなどについてご質問を受けるなどして周知に努めている。地区別の状況については、そのグラフのとおりである。交付率に関しては、7月末で45.9%で、8月末については口頭で46.9%まで上がっている。

今後も、マイナンバーカードについて市民の方のご要望に応えるように

努力していく。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

10、「多摩センターの将来のビジョンを描く」進捗状況報告について市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 協議会10番、「多摩センターの将来ビジョンを描く」進捗状況のご報告をさせていただく。こちらは生活環境常任委員会でもご報告させていただく。

まず1番の経緯の部分になる。多摩センターの今後を考える動きについては、行動指針に基づいて本年度にスタートしたところである。6月議会において関連する補正予算をお認めいただき、本格的な動きを今開始しているところである。

2番の進捗状況になる。庁内の組織で「まちづくりからまちづかいへ」といった起点を持ち、まちの声を収集しながら将来のビジョン(仮)の策定に向けた動きを進めるとともに、都市計画に係る調査、手続の整理など、10年・20年先の将来に向けた検討もスタートしているところである。

3番目になるが、「まちの声をきく」として、7月23日の土曜日には「第1回多摩センターの未来をデザインするワークショップ」を開催し、先日の9月10日、土曜日には第2回の企画として座談会形式のイベントを多摩中央公園内で開催した。

また、8月の末には多摩センターに施設を所有する立地企業との意見交換も開催した。また、遊歩道の使い方に関する実態調査についても道路交通課を中心に検討を開始し、令和4年度は様々なまちの声を収集・ストックし、ビジョンの仮策定をしていく。今後のまちのことを一緒に考えてまちづかいをする仲間をふやすことを行っていく。

次のページになる。4番目として、多摩中央公園・多摩センター連携協議会の活動が本格始動した。令和4年3月に設立した連携協議会において、6月に実施協定を締結した多摩セントラルパークJVが正式に事務局となり、7月1日のパルテノン多摩ランドオープンに合わせ、連携協議会主

催のイベントを開催した。連携協議会を主体とする発信媒体を今後追加し、協議会会員が実施するイベント情報の発信なども行っていく。また、来年限和5年の3月末には、多摩セントラルパークJVを中心としてパークライフショーを開催していく予定となっている。

下の具体的な内容となるが、本取り組みに関する主な企画概要になる。6月7日には、まちピカDAYのプレ清掃ということで、職員以外、多摩センター地区連絡協議会の方、市民、議員さんも含めて70名の方が参加してペDESTリアンデッキを清掃し、意見交換したところである。

7月2日土曜、3日の日曜日については、パルテノン多摩のオープン企画として連携協議会主催のイベント、こちらは2日間で949名の方に参加していただいた。

7月23日の土曜日には、第1回の多摩センターの未来をデザインするワークショップとして、参加者を自己申告によって遊び、ビジネス、子どもの3つのグループに分け、意見交換を行った。まず家、学校、職場ではない外や地域での思い出の体験で楽しかったことを話していただき、それをもとに、そのことを多摩センターでやったらどのようなことができるのか深掘りするようなことを行った。こちら各テーブルに分かれたが、それぞれの思い出の発信が活発にあり、それぞれの様々な体験の発信やキーワードが出てきた。多摩センターでこういうことができたらいいなという具体的な意見も出てきたところである。

一方では、多摩センターについてはサンリオがいる特別なまちの印象がある、空間や時間的な余白がない、夜に行きたいようなお店が少ないといったようなお話もあった。

続いて、8月26日金曜日には、多摩センター立地企業意見交換会の1回目として、業務系6社の参加企業と意見交換を行った。テーマについては、10年・20年先を見据え企業が居続けたいまち、リモートワークが進む昨今、多摩センターにおけるこれからの事業所のあり方、住民・周辺企業などのこれからの関わり、このような3つのテーマを基に意見交換を行った。その中での主な意見としては、災害に強いということで多摩センターを選んだ。災害に強い環境を引き続き継続して行ってほしい。交通利

便性がよい。アクセスしづらい方面もあるが、今後リニア中央新幹線やモノレールの延伸も含めてアクセスが向上していくだろう。また、ホテルは人流が戻ったときにニーズも上がってくるのではないかといったご意見をいただいた。

続いて8月29日月曜日には、意見交換会の第2回目として、商業系の企業7社と意見交換を行った。こちらのテーマは、各商業施設における多摩センターの位置づけ・特徴、10年・20年先を見据えどのようなまちでどのような商業施設としていきたいか、この2つのテーマで意見交換を行った。主な意見としては、雨天時のペDESTリアンデッキのアクセス、雨が降るとぬれてしまうし滑る、その辺も考えてもらえると助かる。居住者をふやすのか来街者をふやすのか、軸が一つあるとよいのではないか。パルテノン多摩、図書館、公園、今後リニューアルなどで利用がふえるとよいことではないか。物を買うだけでなく集う場所を大事にすべき。サテライト店舗などをちりばめて商業をやっていく意義が高められるのではないかといったご意見をいただいた。

最後に9月10日土曜日、先日になるが、第2回のワークショップとして、多摩センターで「たき火を囲もう」ということで土曜日の16時から20時に開催し、今現在内容や参加人数をまとめている最中であるが、たき火・しちりんを囲むということで6サークルに分かれ、おおむね80～100名の方に参加していただいた。その中では、物がそろっている多摩センター、生活がしやすい、緑が多い、また、このような夜のイベントといったものがあってもよろしいのではないか。また、このような機能がという部分も今後まとめていくので、またご報告させていただきたいと思う。

3番目の今後の予定になる。今までのご意見等も踏まえ、来年令和5年の1月には多摩センターの将来のビジョン（仮）を作成し、その後ビジョン（仮）に基づく仮説検証を行っていきたいと思っている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いちぢ委員

今年3月発足した多摩中央公園・多摩センター連携協議会と、これまであった多摩センター地区連絡協議会の関係について伺いたいが、一体どのようなになっているのか。

三浦観光担当課長　こちら多摩センター地区連絡協議会のほうは、地域のイベントを今行っているところであるが、その中の会員の一つとしてもこの連携協議会のほうに参画していただいているので、引き続き連携を取りながらいろいろなことを考えていくような状況となっている。

いぢち委員　頂いた資料にもあるとおり、4つの全く違う課が将来のビジョンを描くということで一緒にやっておられるわけである。もちろん、それと今新しくできた連携協議会もイコールではないし、また多摩センター地区の連絡協議会にはこれまでの役割があった。

ただ、目的とするところは非常に近いというか、かなり共通しているというか、そういう中で協議会がたくさんできるのはよいが、一方では「協議会疲れ」などという言葉も聞くし、また、協議会ができたなら、では、その連携をどうするのか、いろいろ複雑化してくると思う。もちろん、行政の側では、役割も違う、例えば担当部署も違う、いろいろな理由があってそうなっていると思うが、この多摩センター地域全体の活性化、また将来のビジョンを描くという目的のために、ある程度参加の皆さんが合理的にというか、あれもこれでもではなくすっきりとまとまる形でそういった協議ができるようになったほうがよいのではないかと思う部分もある。それについて所管のお考えを伺う。

三浦観光担当課長　多摩中央公園・多摩センター連携協議会については、多摩中央公園を核として外ににじみ出していくようなことでスタートしているところである。一方で、多摩センター地区連絡協議会については、立地企業があり、多摩センターの発展等も含めて行っているところで、将来的な目的は一緒になるので、そこは負担がないように今後うまく連携していきたいと思っている。

渡辺委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会11番、多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

武村選挙管理委員会事務局長　これは令和4年4月6日の公職選挙法施行令の一部を改正

する政令の施行に伴うものである。この施行により、最近の物価の変動等に伴う形で国会議員の選挙運動に関する公費負担が変わっている。これについては、せんだっての7月の参議院選挙のときから実際に国政選挙で適用されている。この改正に合わせて、多摩市の市議会議員選挙あるいは多摩市長選挙においても、同様の選挙運動に関する自動車の使用、あるいはビラ作成、ポスター作成に係る公費の部分の限度額について、この改正に準じて引き上げを行うというものである。これについては、令和5年3月1日を施行日とし、周知期間を設けて同年同月の31日から適用したいと考えている。おそらくであるが、次の選挙となると、来年4月の統一地方選挙から適用されるものではないかと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時16分 再開

渡辺委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時16分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 渡辺 しんじ